

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業 務 名 称 : フィリピン国コタバト市上水道改善計画準備調査 (QCBS)

調達管理番号 : 23a00161

### 【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023 年 5 月 17 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年5月17日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国コタバト市上水道改善計画準備調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年7月 ～ 2024年5月  
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

## 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
担当者メールアドレス：[Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
地球環境部 水資源グループ 水資源第一チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目                         | 期限日時                  |
|-----|----------------------------|-----------------------|
| 1   | 配付依頼受付期限                   | 2023年5月23日 12時        |
| 2   | 企画競争説明書に対する質問              | 2023年5月31日 12時        |
| 3   | 質問への回答<br>5月24日12:00までの受領分 | 第1回 回答日<br>2023年5月29日 |

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

|    |                                                  |                                                                                                         |
|----|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 質問への回答                                           | 第2回（最終）回答日<br>2023年6月5日                                                                                 |
| 5  | プロポーザル等の提出用フォルダ<br>作成依頼                          | プロポーザル等の提出期限日の<br>4営業日前から1営業日前の正午<br>まで                                                                 |
| 6  | 本見積額（電子入札システムへ送<br>信）、本見積書及び別見積書、プ<br>ロポーザル等の提出日 | 2023年6月9日 12時                                                                                           |
| 7  | プレゼンテーション                                        | 本件では行いません。                                                                                              |
| 8  | プロポーザル審査結果の連絡                                    | 見積書開封日時の2営業日前まで                                                                                         |
| 9  | 見積書の開封                                           | 2023年6月26日12時                                                                                           |
| 10 | 評価結果の通知日                                         | 見積書開封日時から1営業日以内                                                                                         |
| 11 | 技術評価説明の申込日（順位が第<br>1位の者を除く）                      | 評価結果の通知メールの送付日の<br>翌日から起算して7営業日以内<br>（連絡先： <a href="mailto:e-propo@jica.go.jp">e-propo@jica.go.jp</a> ） |

## 5. 競争参加資格

### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### （2）利益相反の排除

本件では、特定の排除者はありません。

### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・

見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. （3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. （3）参照
- 2) 提出先：上記 4. （1）選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記 4. （3）日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### （1）提出期限：上記 4. （3）参照

### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記 4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第 3 章 4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## （3）提出先

### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## （4）提出書類

### 1) プロポーザル・見積書

### 2) 別提案書（第 3 章 4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

## （5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 評価の基準

| 当該項目の評価                                                                        | 評価点    |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。                                  | 90%以上  |
| 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。                                         | 80～90% |
| 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。                                       | 70～80% |
| 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。                             | 60～70% |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。      | 40～60% |
| 当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。 | 40%以下  |

### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

#### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。  
総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「フィリピン国コタバト市上水道改善計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 事業の背景

40 年以上にわたり紛争が続いたミンダナオ島のムスリム・ミンダナオ自治地域（ARMM）では、2014 年にフィリピン共和国（以下「当国」という。）政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）との間で包括和平が合意された。2019 年の住民投票を経て、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下、「BARMM」という。）の領域確定とともに、バンサモロ暫定自治政府（BTA）が発足し、2025 年の自治政府設立に向けた取り組みが進んでいる。BARMM では、貧困率が全国平均 18.1%に対して 37.2%（Philippine Statistics Authority(PSA) 2022 年）と高く、また、安全な水へアクセス可能な人口は全国平均 93%に対して 73%（同 2021 年）に留まるなど、基礎インフラを含めた社会経済開発も遅れている。コタバト市はミンダナオ島西部のマギンダナオ州に位置する都市である。これまでは ARMM からは独立した都市であったが、2019 年 2 月の住民投票により BARMM に編入されることが決定された。

コタバト市は人口約 30 万人（2015 年センサス）の都市で、過去 15 年間年平均 4.1%で人口が増加している。BARMM における首都的な機能を果たすことが期待されており、更なる人口増加が予想されている。

コタバト市では 1976 年に創設されたコタバト都市圏水道区（MCWD：Metro Cotabato Water District）が水道事業を担っている。深井戸、湧水、表流水の 3 種類の水源より取水し、47,600m<sup>3</sup>/日の供給量があるが、そのうち約 27%は無収水となっている。給水状況については、2021 年時点で、給水率は約 52%、約 34,500 世帯への給水になっており、給水サービスを受けられない世帯は非衛生的な伝統的な水源に頼っている。MCWD は毎年 1,000 件の新規接続を行うなど給水サービス対象地域の拡大に努めているが、依然として給水率は低い状況に留まっている。水道接続地域においても、市街地での商業活動の活発化などによって、水供給量が 2016 年から 2018 年にかけて 19%増加するなど水需要量が増加しており、また、現在では未給水区域も、将来的には MCWD が給水対象地域を拡大する計画もある。

これらを踏まえ、コタバト市上水道情報収集・確認調査（2023）においては、タモンタカ川の表流水を水源とする浄水場、及び水需要の増加が見込まれるタモンタカ川

右岸（コタバト市側）の 7 つのバランガイへの送配水施設の建設を優先して実施すべきと提言している。具体的には、2029 年には、コタバト市内の給水率を約 52%から 70%に拡大し、周辺地域の約 20%に新たに給水を行い、MCWD の給水量を現在の 47,600m<sup>3</sup>/日に加えて 11,000m<sup>3</sup>/日増加させる必要があるとしている。

係る背景のもと、コタバト市上水道改善計画（以下、「本事業」という。）は、コタバト市において、上水道施設の整備を通じて、安全かつ安定的な給水サービスの拡充を図り、もってミンダナオ和平を後押しする地域全体の開発に貢献する。また、既設の浄水場は、支川等を水源としており、洪水時に取水できずに断水が発生するなど災害に脆弱な状況であるため、幹川であるタモンタカ川を取水源とする浄水場は、災害時におけるライフライン維持の観点からも必要性が高い。

### 第3条 事業の概要

#### (1) プロジェクトの目的

コタバト市において、上水道施設の整備を行うことにより、安全かつ安定的な給水サービスの拡充を図り、もってミンダナオ和平を後押しする地域全体の開発に貢献するもの。

#### (2) プロジェクト内容

##### 1) 施設、機材等

###### 【施設】

取水施設、送水施設、浄水施設（浄水能力 11,000m<sup>3</sup>/日、急速ろ過方式を想定）、配水池(4,000m<sup>3</sup>)、新規配水管の布設（21km）、その他付帯設備等

##### 2) コンサルティング・サービス、ソフトコンポーネント

詳細設計、入札補助、施工・調達監理、上水道施設の運転維持管理の技術指導等

#### (3) 対象地域

コタバト市

#### (4) 関係官庁・機関

##### ➤ 関係官庁：

国家経済開発庁(National Economic and Development Authority(NEDA))（確認中）、地方水道庁(Local Water Utilities Administration(LUWA))

##### ➤ 関係機関：バンサモロ開発計画庁(Bangsamoro Planning and Development Authority (BPDA))、コタバト市（Cotabato City）

##### ➤ 運転・維持管理：コタバト都市圏水道区 (Metro Cotabato Water District(MCWD))

### 第4条 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業

内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、発注者がフィリピン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①主に施設建設地を決定するために必要な情報の収集や先方との協議、②概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な情報の収集、先方との協議を行うための調査、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための調査の3回の現地調査を予定する。現地調査については、事前に実施の内容を発注者に確認し、発注者から調査団員を参加させることを想定する。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で随時十分発注者と協議する。

なお、特に以下4つの段階においては、日本側関係者が出席する会議に参加し、内容を協議・確認することとする。

#### 1) 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を業務主任帰国後7日以内に取りまとめ、これをもとに、施設建設地等を中心に、方向性を協議、確認する。

#### 2) 第2次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を業務主任帰国後10日以内に取りまとめ、これをもとに、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

#### 3) 設計・積算方針決定時

第2次現地調査及び国内作業の結果を踏まえて、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を取りまとめ、必要に応じて複数の代替案を設定、比較検討を行ったうえで、最適案を協議・決定する。

#### 4) 第3次現地調査出発前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

### (3) 無償資金協力の実施方式検討のための情報収集、整理

本調査では、現時点としては本邦企業による一般無償を想定するが、実施方式を検討するために情報を収集・整理し、発注者と協議をすること。また、本特記仕様書は本邦企業による一般無償を前提に記載しているが、別の実施方式となった場合は業務内容の変更が想定されるため、実施方式に応じて発注者と協議をしながら、契約変更を実施する。

背景として、コタバト市は「紛争影響地域」となっており、外務省渡航レベルは危険度レベル3に区分されることから、本邦企業の参画意欲が限定的となる可能性がある。「コタバト市上水道にかかる情報収集・確認調査（2022～2023）」において、コタバト市内で現在稼働中の現地企業によって建設された既存の浄水場等の施設の状況を調査した結果、それら施設の施工品質に大きな問題がないことが確認されているため、現地企業活用型や国際機関連携方式による実施も検討する。

こうした状況を踏まえ、本調査の初期段階に、本邦企業の関心状況を調査するため、企業説明会を実施したうえで、本邦企業による一般無償での案件形成が可能かどうか情報を収集する。その上で、現地企業の施工品質や財務状況といった現地企業の状況についても調査を実施し、国際機関連携方式を実施可能な国際機関の有無やミンダナオにおける実績等を確認する。現地企業活用型と国際機関連携方式の情報についても併せて整理し、実施方式について発注者と協議することとする。実施方式は最終的に発注者と外務省の協議で決定する<sup>2</sup>。

なお、前述の情報収集・確認調査にて応札の可能性について 9 社の本邦企業へヒアリングをしたところ、内 3 社は、会社の方針として危険度レベル 3 以上の案件には応札出来ないという回答であった。他 6 社は、応札前に自社で調査を行ったり、現地動向を勘案したりして決裁者が結論を出すとのことであるが、いずれの会社も参画に対しては慎重な回答となっている。

### (4) 他ドナーや他財源の確認、調整

MCWD はコタバト市及び隣接する一部の地域（コタバト市外含む）を給水対象地域としているが、前述の情報収集・確認調査によると、これまで複数のドナーによる活動や先方政府予算による事業実施の可能性が判明しているため、本事業との整合性や相乗効果、今後の連携の可能性、教訓の反映等について整理する。本事業と重複する部分がある場合は、発注者とともに重複部分の整理・調整を行う。現時点で把握している主な情報は下記のとおり。

#### 1) 特別開発基金（SDF）による開発計画

バンサモロ開発計画庁（BPDA）が MCWD の様々なプロジェクト（水処理プラント、既存の主要配水管の交換/改良など）に財政支援する可能性がある。BARMM による特別開発基金（Special Development Fund(SDF)）があり、MCWD は、合計 15.7 億ペソ（PHP）の 3 フェーズによる支援申請を行うことを検討しており、フェーズ 1 の 4.5 億ペソについては、既に 2022 年に申

<sup>2</sup> 適切な実施方式を検討するため、一般無償、現地企業活用型、国際機関連携方式の 3 つについて、それぞれプロ・コン、実現可能性を判断するための調査項目とその判断基準について、プロポーザルで提案すること。

請が行われた。SDF は、一般の地方自治体や政府機関と異なり、ある会計年度の未使用資金を次年度に利用することができ、国庫に戻されることは無い。

- ・ フェーズ 1 : 4.5 億ペソ リオ・グランデ浄水場 25,000m<sup>3</sup>/日 + 取水
- ・ フェーズ 2 : 6.5 億ペソ 送配水管と配水池
- ・ フェーズ 3 : 4.7 億ペソ リオ・グランデ浄水場 25,000m<sup>3</sup>/日 + 取水

合計で 15.7 億ペソ

他方、これらの申請が承認されて実際に執行されるには相応の時間がかかる  
とされており、2023 年 3 月時点の BPDA の長官の情報では、承認の目途が立  
っていないとのことである。

## 2) USAID によるリオ・グランデ浄水場の FS

2015 年に Metro Cotabato Water Supply Rapid Feasibility Study としてリ  
オ・グランデ浄水場（急速ろ過 50,000m<sup>3</sup>/日）を中心とした取水・浄水・送配  
水施設建設の F/S が実施されている。他方、その後 USAID が継続的に本件に  
携わるという情報はなく、上述のとおりリオ・グランデ浄水場の開発は  
BARMM の SDF によって、デザイン・ビルドにより開発が行われることが検討  
されている。

## 3) ADB による主要送水管の更新

ADB が融資をしている「水地域開発セクタープロジェクト（WDDSP）」の  
サブプロジェクトの 1 つとして主要送水管の更新が実施される予定である。  
WDDSP の目的は、マニラ首都圏以外の都市部における給水区に良質な給水・  
衛生インフラとサービスを提供することである。コタバト市における同プロジ  
ェクトの対象は、MCWD の給水区域の水源であるタヌエル(Taniel) ポンプ場  
から Crossing Southern Philippines Development Authority (SPDA) ジャンク  
ションに至る区間の老朽化した送水管の更新であり、LWUA を事業者として、  
延長 6.78km の鋼管 (φ16") をダクタイル鋳鉄管に更新予定である。本件は一  
旦入札が実施され、コントラクターが決定しているが、ADB 内部の管理担当不  
在等の理由で事業は入札後進捗していない。ADB としては、次期担当が復帰後  
事業を再開する見込みとのことである。

## 4) Maynilad Water Services Inc. による無収水削減プロジェクト

Maynilad Water Services Inc.が 2021 年 11 月～2022 年 6 月までの工期で  
MCWD と契約し、メータ計量区画 (District Metered Area(DMA)) を設定する  
計画を作成した。Maynilad の調査では、全 14 ブロックが設定されている。水  
理計算にあたりリオ・グランデ浄水場、タモンタカ浄水場からの新規送水を考  
慮している。また、MCWD はスルタン・クダラット市内の DMA12～14 を最  
初の DMA 設定候補と考えている。DMA としては大きな区域分けになってい  
るが、現在の配水運用も考慮しているため、Maynilad は提案された DMA を  
新たな配水管、バルブ、流量計を整備して一般的な大きさの DMA に細かく区  
分けすることを推奨している。一方で 14DMA のうち、DMA12～14 を除く 11  
の DMA 化については、DMA を実現するための流量計やバルブの設置コストの  
課題もあり、目途が立っていない。

#### (5) 水資源・水供給分野における JICA グローバル・アジェンダ／クラスター事業戦略における位置づけ

発注者は、多様なパートナーと協働・共創し、協力のインパクトを最大化するための課題別事業戦略として 20 のグローバル・アジェンダを設定しており、本事業はその中の「持続可能な水資源の確保と水供給」に含まれる。また、グローバル・アジェンダの目標を達成するために重点的に経営資源を配分する領域や事業を、クラスターと呼ぶマネジメントの単位として設定しており、本事業はクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に含まれる。クラスター事業戦略では開発のセオリーとシナリオを明確にし、多様なパートナーとの協働も追求しつつ、コレクティブ・インパクトを目指すこととしている。

上記の考えのもと、自立的に「成長する水道事業体」へと移行するために、今回の無償資金協力による水道サービス向上→顧客数増加→料金収入増加→経営・財務改善→さらなる水道サービスの向上という、好循環の実現を当地で実現させることを意図しており、本事業においてもクラスター事業戦略を踏まえた計画を行うとともに、他の開発パートナーとも本事業の狙いを共有することで、同様の考え方に基づく水道の開発・改善が広がるよう働きかけを行う。

なお、MCWD は、これまで補助金を受給せずに水道料金収入のみでフルコスト・リカバリーを実現し、堅実な経営を行い、安全性の高い財務状況を実現している。一方で、売上（収益）増の低迷と近年の費用・支出増により、収益性及び成長性が低下・鈍化しているため、今回の無償資金協力により、将来の経営・財務の改善につなげ、自ら水道サービスを向上出来るようにする。

また、発注者は今後クラスター単位での事業群のモニタリング・評価を行っていくこととしており、そのために水道事業体の成長を測定する 21 の指標（パフォーマンスインディケーターや財務指標）を可能な範囲で把握し、協力の前後で記録して変化をモニタリングすることを考えている。よって、本調査においてベースラインとなる指標値を入手可能な範囲で準備調査報告書に記録する。

#### (6) 洪水リスクを踏まえた施設建設候補地の選定

本調査では、前述の情報収集・確認調査の結果を踏まえて、タモンタカ川を水源とする取水施設建設を想定している。一方で、コタバト市全体が洪水の影響を受けやすいことから、過去の洪水時の気象・水文データ（雨量、河川水位、流量等）を入手し、タモンタカ川の洪水リスクを評価し、高水位／低水位を踏まえた取水施設の場所を選定する。

また、前述の情報収集・確認調査において、4カ所の浄水場の建設候補用地が提案されているが、その内の2カ所は洪水氾濫域に位置しており洪水被害の懸念がある。洪水対策として必要な堤防建設や盛土などの対策を確認し、堤防や盛土の高さ、必要な構造物の諸元を検討する。盛土については、予想される洪水水位から計画地盤を、また、地質調査により、既存の地盤を圧密させ安定させる軟弱地盤対策工法を検証したうえで、設計するものとする。特に、粘性土が主体の地盤では圧密沈下量が大きくなり、圧密収束までに長時間を要し、構造物の基礎構造の選定および工期・工法に大きく影響することに留意する必要がある。したがって、情報収集・確認調査の情報も踏まえて4カ所についてそれぞれのプロ・コンを整理し、出来る限り合理的かつ経済的な（特に盛土や

堤防・盛土護岸等の構造物については、上述の課題を十分に検証しておくこと）用地整備とする。盛土などの土地造成が必要な用地での実施となった場合、工事を先方負担とするか日本側負担とするかを検討する。先方負担とする場合であっても、盛土や軟弱地盤対策工の品質については日本側（本体事業のコンサルタント等）が確認することとし、設計の支援、盛土工事の施工監理の支援、最終的な収束確認を日本側が行うための体制や工程を、本調査の中で検討する。加えて、盛土材（工事残土等）の入手先についても、調査の中で確認する<sup>3</sup>。

#### (7) 発生災害種を意識した施設計画及び設計

対象施設は、取水施設、送水施設、浄水場（浄水能力 11,000m<sup>3</sup>/日、急速ろ過方式を想定）、配水池(4,000m<sup>3</sup>)、新規配水管の布設（21km）、その他付帯設備等を予定している。

地震リスクが特に高い国であることから、施設については必要な耐震性能を有する施設とし、さらに前述のとおり、洪水・浸水リスクが高いエリアでもあることから、取水施設、浄水施設、配水施設については必要な対策（備え）を講じ、対象地域における災害リスクを把握した上で、防災の観点を予め考慮した計画・設計を行う。

#### (8) 給水装置の整備に係る先方負担事項

給水装置は主に、ア）配水管から水道メータ(以下「メータ」)までの給水管、イ）メータ、ウ）メータから各戸接続の給水管に分かれる。本事業では、事後評価までに速やかに給水装置の設置を終えて開発効果を早期に発現できるよう、先方負担での施工範囲について検討する。

本調査では、上記ア）～ウ）の所有権、工事実施能力などについて以下①～④の項目を確認の上、支援対象としての是非及び、範囲(接続工事、資機材購入・工事等、接続に当たっての費用負担、管理責任)を判断する。また、先方負担工事とする範囲によっては、実施可能な方法、必要な工事期間・費用を協議・確認する。日本側負担工事の完成後 3 年間で全ての接続工事が完了することを目標とするが、現実的な工事スケジュールを確認する。

##### ① 給水装置に関する法制度

施工主体(直営・民間)、調達や施工の費用の負担者、調達・施工費用の負担者を確認する。

##### ② 所有権・管理責任

所有権、管理責任、購入者、設置者、更新者を確認する。

##### ③ 施工能力

施工主体が直営か民間かに関わらず、施工スピードや施工品質が担保されるよう工事業者の能力(工事監督・実施体制など)を確認する。工事を先方負担とする場合、ソフトコンポーネントとして先方負担工事の実施能力強化を支援することも検討する。

<sup>3</sup> 盛土を確実にを行うための調査および先方実施機関に対する働きかけの方針について、プロポーザルで提案すること。

#### ④ 接続料金体系

貧困層に対する配慮を確認し、社会的弱者の接続が阻害されないよう留意する。また、日本側が工事費や資機材費を負担する場合には、接続料金として顧客から徴収することがないよう配慮する(二重取りの防止)。

#### (9) 正式要請書

本事業の正式な要請書は、まだ日本政府に提出されていない。本事業を実施するためには、第二次現地調査の前までに正式要請書がフィリピン政府から日本政府に提出される必要がある。この要請書提出が速やかになされるよう、発注者と協力しながら先方政府と協議（要請書提出のフォローアップ、調査結果を踏まえた要請書記載内容に関する情報提供等）を行う。

なお、本無償の要請手続きに関する正式な関係機関や署名者は明確になっていないため、今後発注者が中心となって先方と協議する中で、その点を整理する。調査の中でも状況は確認し、発注者と相談しながら対応を検討する。

#### (10) 安全対策

プロポーザル作成に際しては、必ずフィリピン国の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成する。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、JICA ウェブサイトよりダウンロードして閲覧すること。

発注者の国別安全対策ルール：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

その他の安全対策としては以下のとおり。

- 1) 初回現地渡航時までに、発注者が行う「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講する。
- 2) 業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。
- 3) フィリピンの治安状況(特にミンダナオ島)については、JICA 事務所等を通じて事前に情報収集を行う。
- 4) 現地業務実施時における安全管理体制について、プロポーザルに含める。
- 5) 発注者が定める安全対策措置を遵守すること。現地傭人についても、邦人関係者と同レベルではないものの、上記文書に沿って適切な安全対策を講じることが必要。
- 6) 「新型コロナウイルス感染症流行下における健康管理体制（フィリピン）」（別称：渡航シナリオ・プロトコール）を遵守する。
- 7) BP 社発行の Travel Security Advisory (TSA) に示された Recommendations を遵守する。
- 8) 訪問先に到達する国道や州道など幹線道路から離脱して、不用意に奥地に入り込まない。また、用務以外のことを実施しない。さらに、現地滞在先のホテルを日の出後に出発して日没までに宿泊先のホテルまで戻ることを徹底する。



- 9) 出張中に滞在するホテルについては、セキュリティが完備(24時間警備員を配置)され、出入りチェックのされたコタバト市内のホテルとする。
- 10) コタバト市近郊は日帰りとし、日の出から日没(17:30頃)までにコタバト市内に戻るよう、余裕を持った行程を組む。
- 11) 一般渡航が禁止されている地域のうち、JICA「安全対策措置」の「(5)コタバト市内への渡航」については、渡航者が一回目の渡航を行う際に発注者役職員が同行する。「(6)コタバト市近郊に渡航する際」は発注者役職員が同行する。(調整中)
- 12) 武装警護(CCCH(停戦調整委員会)から派遣または民間セキュリティ会社)を帯同する
- 13) コタバト市での滞在期間は必要最小限とし、一回の渡航で最長でも概ね1カ月の滞在を目安とする。
- 14) ローカルコンサルタント(特殊庸人)の活用を検討する。
- 15) 新型コロナウイルス感染症流行やコタバト市での安全上のリスクが高まった場合は、首都マニラ市からの遠隔での業務も検討する。
- 16) コンサルタントは、常時連絡が取れるよう携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、案件担当者に電話番号を伝達し、常時、連絡が取れるようにする。
- 17) 以上を徹底のうえ、渡航直前まで治安情勢をモニタリングした上で、必要であれば渡航を中止或いは変更する。

#### (11) 紛争予防配慮の観点

紛争予防配慮の観点から、不安定要因を助長しうる点、また紛争が勃発していた当該地域で本事業を実施する際の留意点として、裨益対象地域、受益者の妥当性、法的・実質的な土地所有/利用権の状況、関係機関を含めた適切な実施体制等について確認する。特に、バンサモロ暫定自治政府の関係省庁との各種許認可、調整手続きについて確認する。

また、事業対象地が取水地などコタバト市外に及ぶ可能性があるため、地域ごとの脅威を詳細に調査・分析して慎重に選定する。現地調査の際も事前の情報収集と安全対策を徹底する。また、水利権を巡る争い等に巻き込まれないよう、ステークホルダー分析を実施する。

#### (12) 気候リスク

本事業は気候変動対策の緩和策・適応策に資する可能性がある。発注者が作成した気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)を参考に、高効率化した機器・設備(モーターやポンプ等)の導入を検討の上、温室効果ガス排出抑制の効果等の推計を実施する。また、対象地域の気候リスク評価(ハザード、曝露、脆弱性)を実施し、特定されたりリスクを踏まえ、本事業が適応策に資するか判断した上で適応オプションを追加する。

#### (13) 不発弾に関する確認

前述の情報収集・確認調査において MCWD にヒアリングをした限りでは、MCWD の給水範囲に不発弾があるという情報は無いが、調査の中で他の関係機関からも情報収集を実施し、安全を確実に確認する。

## 第7条 業務の内容

以下の業務については、第一次現地調査（主に施設建設地を決定するための情報収集の実施）、第二次現地調査（報告書案の作成等に必要な情報収集、協議、概略設計の実施）および、第三次現地調査（準備調査報告書案説明調査）と大きく3回の現地調査に分けて実施することを想定している。以下に記載の業務内容を参照し、プロポーザルにて具体的な説明や調査方法を提案すること。また、それぞれの現地調査の前後に対処方針会議、帰国報告会に参加し、対処方針の協議や現地調査報告を行うこととする。

### 【国内準備】

#### (1) 業務計画書の作成

関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、実施方式ごとの調査全体の方針・方法、現地調査計画を検討し、業務計画書を作成する。

#### (2) 企業説明会の開催

前述のとおり、治安の観点から応札企業が限られる可能性がある案件であるため、本事業への参入に関心をもつ本邦企業等の意見を聴取し、一般無償の実施方式で実施可能か否かを検討するために、発注者が主催し、本邦企業等向けの説明会を行う。説明会は契約日から一か月以内（早ければ早い方がよい）に実施することとし、受注者は本邦企業等の要望や懸念事項の聞き取り、意見交換、アンケートの回収を行う。説明会では、十分な応札への勧奨を行う。本業務を通じて、関心のある本邦企業等との十分な意見交換を行う必要があるが、一方で本邦企業等との接触に際しては公平性・客観性・透明性の確保とコンプライアンスの順守に留意する。

説明会の結果を整理した上で、一般無償としての実施の可能性について、発注者と協議を実施する。

#### (3) インセプション・レポートの作成

上記の協議結果を踏まえて、インセプション・レポート（英文）、発表用資料（英文）、質問票（英文）を作成する。

### 【第一次現地調査】

#### (4) インセプション・レポートの説明・協議

発注者が派遣する調査団員に協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協カスキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

#### (5) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

- 1) 先方政府関係者と協議を行い、プロジェクトの背景、目的、内容を確認する。
- 2) 先方政府の上位計画や上水道セクターの開発計画、およびそれらの進捗状況を確認し、本事業の位置づけを確認するとともに、本事業の必要性、裨益効果等の観点から無償資金協力としての妥当性を検証する。

#### (6) 施設建設候補地の調査

「第 6 条 実施方針及び留意事項 (6) 施設建設候補地、及び洪水対策に関する検討」に記載のとおり、本調査ではまず、タモンタカ川について洪水リスクを調査し、水源として問題無いかを確認する。その上で、タモンタカ川を水源とする場合に想定している 4 カ所の浄水場建設用地から 1 カ所を選定すべく、洪水対策として必要な堤防建設や盛土などの対策を確認し、堤防や盛土の高さ、必要な構造物の諸元を確認する。また、登記書類を確認するなどして土地所有者を特定し、土地所有者の売買に関する合意状況、地質調査や測量等の自然条件調査実施に対する土地所有者の同意見込みなど、用地取得及び調査実施の可能性について確認する。

#### (7) 第一次現地調査内容の整理

第一次現地調査での調査結果について整理し、発注者とも事前に協議の上、特に施設建設地に関連してフィリピン側関係者と調査結果をテクニカルノートとして確認する。

また、発注者に対して、現地調査結果概要の作成・説明を行う。

#### 【第二次現地調査】

#### (8) 自然条件調査、社会条件調査

第一次現地調査を踏まえて決定した施設建設候補地において、本事業での設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、自然条件調査及び社会条件調査を行う。調査仕様例は別紙 3 を参照する<sup>4</sup>。なお、社会条件調査の中で、水道未普及地域の住民に対しては、水道敷設ニーズの有無および敷設時の接続意思や料金支払い意思を確認し、本事業実施計画に反映させる。

#### (9) 過去の類似案件、他開発パートナーの援助動向の調査

- 1) 過去および実施中の類似案件・関連案件の内容を把握し、教訓や知見を最大限に活用する。
- 2) 前述のとおり、これまで USAID が F/S を実施し、ADB が主要送水管の更新を計画し、Maynilad Water Services Inc.が DMA の計画を立案しているため、それら以外も含め、動向の確認を行う。

#### (10) 要請の背景・目的・内容の確認

---

<sup>4</sup> 具体的な内容はプロポーザルで提案すること。

- 1) 先方関係機関との協議により、想定されている計画の背景、目的、内容を把握した上で、本計画の必要性、裨益効果等の観点から無償資金協力としての妥当性を検証する。
- 2) 水道未整備地区の内、新規配水管網敷設を行うサイト、優先順位を確認する。
- 3) 水道に関わる関連規制、国家政策、開発計画(進捗、今後の予定、目標年次を含む)及び開発実績、本事業の上位計画の確認及び本事業の位置付けを確認する。

#### (11) コタバト市における上水道システムの現状の確認

前述の情報収集・確認調査で、コタバト市における上水道システムの現状の確認は基本的になされているが、必要に応じて追加の調査を実施する。

また、水道事業運営や水道施設の現状と課題を確認し、可能な範囲で発注者がクラスター事業戦略のモニタリングに使用する 21 の指標のベースラインを把握する。

#### (12) 組織・運転維持管理体制の確認

MCWD の組織・人員体制、運営・維持管理体制、財務状況、人員配置、技術レベルについて確認する。また、整備する水道施設の維持管理体制や課題を明確にし、財務的にも長期的に適切な運営がなされるよう留意し、先方が実行可能な運営・維持管理体制の改善案の提案を行う。特に、運営・維持管理に必要となる予算の手当、技術能力を確認した上で、現実的な提案となるように留意する。また、MCWD が運営維持管理費を確保できない期間が生じる場合は、他機関からの支援が必要となるため、その要否や必要額等の確認を行う。

#### (13) ソフトコンポーネントの必要性の検討、計画策定

先方実施機関との協議の上、ソフトコンポーネントの必要性を精査し、必要な場合には計画内容を検討する。検討に際しては、「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に従うこととし、ソフトコンポーネント計画書を作成して発注者の確認を得る。ソフトコンポーネントの内容としては、新設する水道施設の運営維持管理の技術支援が想定される。

#### (14) 環境社会配慮事項等にかかる調査

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月)(以下、JICA 環境ガイドライン)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、JICA 環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案を含む環境影響評価(EIA)報告書(案)の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2022 年 1 月)の環境チェックリストを作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。なお、以下の調査を行う場合は現地再委託を認める。

- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - (ア) 環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - (イ) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
  - (ウ) 関係機関の役割
- 3) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目並びに調査方法について決定すること)の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価及び代替案の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)
- 10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO<sub>2</sub> 換算トン以上の場合 供用段階における排出量推計

#### (15) 住民移転・用地取得にかかる調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)及び世界銀行 ESS5 に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案(英語及び露語)の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1)~13)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019 年 11 月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離
- 5) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 6) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 7) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 8) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 9) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- 10) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 11) 費用と財源
- 12) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 13) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダーの特定と分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた 住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合、議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

必要に応じて、簡易住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

#### (16) ジェンダーの視点の確認

給水および対象地域におけるジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題、MCWD 職員のジェンダーバランス等を確認した上で、設計、工事、運用にかかるジェンダーの視点の検討を行う。準備調査段階においては、社会条件調査や住民の水道接続の意思を確認する際に、女性の意見も反映されるよう留意する。女性のニーズに留意した施設や設備等、利用者の立場からの検討に加えて、施工段階においても、例えば男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等の労働環境

整備等、積極的に議論、導入に努める。また、ソフトコンポーネント等を通じた研修の機会が MCWD の女性職員にも平等に提供されるよう留意する。

#### (17) 施工計画調査

- 1) 効率的かつ経済的な施工計画を策定するため、雨期・乾期等の自然条件の影響及び、ラマダン・選挙等の社会的条件も確認し、適切な時期に施工が行われるように計画を策定する。
- 2) 土地取得については、当該用地の土地所有状況（地籍）、土地取得や土地収用に係る手続きや建設許可制度、都市計画上の土地利用の制約等について調査し、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を具体的かつ詳細に確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類(登記書類等)の提出を求める。
- 3) 先方負担工事や他ドナー等の関連工事（道路、上下水道等）が発生する場合は、工程調整を十分に行う。
- 4) 施工計画の策定にあたっては、建設コストを出来る限り低く抑えるため、質の確保に留意しつつ、現地施工業者の活用や現地工法の採用を検討する。検討にあたっては、現地施工業者が所有する機材の状況、施工体制、労務状況や、現地施工業者の工事実績・能率及び動員可能な班数等の調査を行い、施工計画に反映させる。また、日本企業による一般無償にて実施する場合、本邦の技術を活用することで工期の短縮や環境社会影響の低減などの効果が得られる場合には、日本に優位性のある施工技術の活用も積極的に検討する。

#### (18) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

- 1) 現地企業活用型や国際機関連携無償も検討することから、現地企業の実力や施工品質について十分に調査をする。調査の際は、発注者が公表している「無償資金協力調達ガイドライン 施設・機材等調達方式（現地企業活用型）」を確認すること。また、現地企業型活用型検討のため、特異な調達規則の有無も調査する。国際機関連携無償の検討のため、受け手となり得る国際機関の活動状況やそれらの本件への関心も調査をする。
- 2) 現地で容易に維持管理可能な施設・機材の計画とするため、現地における消耗品、スペアパーツ等の調達状況について特に留意して調査する。現地調達、第三国調達および現地施工業者の実力や品質を勘案した上で、労務状況、資機材の流通・調達状況、関連法規、通関手続き・関税の免税方法、施工体制等について調査する。

#### (19) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014 年 9 月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、フィリピンでの最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からフィリピンの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全および労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針および収集したフィリピンの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりフィリピンの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてフィリピンで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

## (20) 土地利用(住人の移転、既存施設の取り壊し及び埋め戻し)に関する配慮事項等の調査

施設建設に係る土地利用に問題が無いことを確認する。特に土地利用者に対して移転が必要な場合は、土地利用に必要な行政上の手続きについて確認する。特に、前述の情報収集・確認調査結果では、候補地の一つは民有地であり、早期に候補地を確定し、用地取得にあたって問題が無いよう、地権者との合意形成や予算措置等を MCWD が進める必要があることに留意する<sup>5</sup>。加えて既存施設の取り壊しや施工時の重機のアクセス等も確認し、懸念点等は実施機関及び発注者に報告する。なお、既存施設の取り壊し等は先方負担事項が原則であるため、発生する場合は先方による対応スケジュールや予算措置も確認する。

## (21) 許認可調査

本事業に必要な許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関係省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

特に、河川（タモンタカ川を想定）からの取水に際し水利権を取得する必要がある、MCWD によって早期に取得の手続きを行う必要がある。取得に必要な手続きや期間を把握し、MCWD への働きかけや、必要な技術的サポートを行う<sup>6</sup>。

また、水道案件では過去に、道路での工事許可が得られなかった例、管路敷設に対して付近の住民が反対した例、高さ制限や用途規制などに抵触した例などが発生しており、工事の遅延や設計変更につながっている。現地の法規制をよく確認する、規制当局から直接一次情報を入手して確認する、必要に応じて現地の法律事務所を活用するなど、十分な調査を行い、実施段階での問題の発生を未然に防ぐよう努める。

## (22) 無償資金協力の意義（妥当性）、範囲および基本構想の検討

プロジェクトの目的を達成するために必要かつ適切な無償資金協力の規模および内容について検討し、実施効果および協力の妥当性について検討する。特に、無償資金協

<sup>5</sup> 用地取得を確実にを行うための調査および先方実施機関に対する働きかけの方針について、プロポーザルで提案すること。

<sup>6</sup> 水利権取得を確実にを行うための調査および先方実施機関に対する働きかけの方針をプロポーザルで提案すること。



力として適切な事業規模を念頭において、施設規模、給水区域、裨益効果等に関する代替案を作成し、比較を行った上で発注者と協議を行い、事業のスコープを設定する<sup>7</sup>。

#### (23) その他の配慮事項等の調査

上記「第6条 実施方針および留意事項」に関して必要な調査を行う。

#### (24) 先方負担事項にかかる検討

- 1) 我が国の無償資金協力学スキームを踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている先方負担事項と責任分担の考え方を明確に説明する。
- 2) これまでの調査結果に基づき、先方負担事項(便宜供与、各種建設許認可の取得、交通規制、環境社会配慮に係る手続き、工事電力の支払い、維持管理、公租公課の免税手続き等)を整理し、これらのプロセス及び各手続における関係省庁を明確にし、その実施のための計画を策定する。取得した免税情報は JICA 事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時に JICA 事務所と協議し、JICA 事務所側から基礎的な情報を入手するとともに、調査終了時には必ず JICA 事務所へ結果を報告する。
- 3) 上記計画に基づいて、先方負担事項の着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業実施の際の相手国側負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は DD 時にさらに精査・更新されていくものである。
- 4) 特に、無償資金で給水装置の資機材を調達し、接続工事を先方負担事項とする場合については、実施に必要な期間や予算申請、必要な手続き等の実施機関の作業計画を確認し、早期の事業効果の発現や、事後評価のタイミングを考えつつ、助言を行う。
- 5) 新規取水施設及び浄水場への電力引込については、取水施設と浄水場の構内に受変電設備を新規に設置する予定であるが、先方負担部分と無償資金協力に対応する部分を明確にし、先方負担の部分についてはスケジュールを明確にする。
- 6) 先方負担事項については、先方の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるように留意し、調査実施の早期の段階から先方と十分に協議を重ねた上で計画する。

#### (25) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担

<sup>7</sup> 適切な事業規模とするためのスコープ（施設規模、給水区域、裨益効果等）の設定に関する方針について、プロポーザルで提案すること。

または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。

また、調査開始時点で JICA 事務所からも情報収集を行うとともに、設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめる。免税情報シートについては発注者への情報収集結果の提供という位置付けとする。

#### (26) プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集

事業効果測定に必要な指標にかかるベースライン調査を行い、プロジェクト実施による効果の計画値を検討する。

本事業の実施による水道サービスの向上や、経営改善の効果を予測し、クラスター事業戦略の観点からみた期待される効果を整理する。

#### (27) 第二次現地調査内容の整理

第二次現地調査内容について整理し、フィリピン側関係者とテクニカルノートとして調査事実について確認する。

### 【国内解析】

#### (28) 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

また、設計・積算方針会議にて、本事業実施における基本的な計画・設計・積算の方針・方向性を協議、確認する。同会議に必要となる資料や図面を準備する。

#### (29) プロジェクト内容の計画策定

現地調査結果および発注者との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査 設計・積算マニュアル」（2009 年 3 月）、「同補完編」および「同機材編」（2023 年 4 月改訂版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については入札に対応できる精度とする。

##### 1) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

現地調査結果を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。施設計画は、先方技術基準、既存施設の状況、上水道整備に関する中長期計画等の諸条件およびそれらにかかる対応（設計）方針を整理の上、作成する。

2) 概略設計図

- ・ 施設設計図
- ・ 概略設計図（平面図、標準図等）
- ・ 設計数量の取り纏め

3) 施工・調達計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画（搬入経路、現場での資材管理方法等を含む）
- ・ 実施工程（資機材調達に要する期間等を考慮）

4) （必要に応じて）操作指導・運用指導

- ・ 施設の運転・維持管理、メンテナンス方法等

5) ソフトコンポーネント計画の策定

- ・ 施設の運転・維持管理に係る技術支援等

(30) 事業および協力対象事業の概略事業費

事業およびその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）、「同補完編」、同機材編（2023年4月改訂版）を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(31) 想定される事業リスクの検討

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ、以下のリスク情報を収集・分析し、これを発注者に提供する。

- 1) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- 2) 工事量変動にかかるリスク

- 3) 自然条件にかかるリスク（特に地震、及び台風等による洪水・浸水といった自然災害リスク）
- 4) 治安状況にかかるリスク（JICA フィリピン事務所や JICA 安全管理部の情報も踏まえて整理する）
- 5) 現地政府のガバナンスにかかるリスク（暫定自治政府としての機能等。他の JICA 事業の例も参考とする。）
- 6) 気候変動リスク（Climate-FIT 等による分析）

#### (32) 運営維持管理計画の策定

先方側技術者の研修・養成に関する実施体制、既往案件の実態を十分に把握し、運転・維持管理に要する費用を見積もったうえで、運営維持管理上の問題点を明確化し、運営維持管理計画を策定する。

#### (33) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

#### (34) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト終了後約3年を目途とした目標値を設定する。

#### (35) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について発注者と協議する。

### 【第三次現地調査】

#### (36) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をフィリピン側政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。協議説明に際しては、効果的かつ効率的な説明が可能となるよう準備を行うこと。特に、プロジェクト実施における先方負担事項、維持管理体制の整備、環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

### 【国内整理】

#### (37) 準備調査報告書等の作成

フィリピン政府への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書を作成する。

## 第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（７）～（９）を成果品とする。作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」を参照する。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

|      | 成果品名                                                              | 提出時期等        | 部数                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 業務計画書                                                             | 契約締結後10日以内   | 和文4部                                                                   |
| (2)  | インセプション・レポート                                                      | 現地派遣7日前      | 英語10部                                                                  |
| (3)  | 第一次現地調査結果概要                                                       | 帰国後7日以内      | 和文4部                                                                   |
| (4)  | 第二次現地調査結果概要                                                       | 帰国後10日以内     | 和文10部                                                                  |
| (5)  | 準備調査報告書（案）                                                        | 報告書案説明調査2週間前 | 和文10部<br>英語10部                                                         |
| (6)  | 概略事業費（無償）積算内訳書                                                    | 契約終了時        | 和文2部                                                                   |
| (7)  | 準備調査報告書<br>（※完成予想図、および本邦機材を選定する場合は広報資料案（訪問者向けPRパンフレット（和・英）等）を含む。） | 契約終了時        | 和文（製本版）：6部およびCD-R 5枚<br>英語（製本版）：15部およびCD-R 5枚<br>和文（先行公開版）4部およびCD-R 2枚 |
| (8)  | 機材仕様書                                                             | 契約終了時        | 和文2部<br>英文2部                                                           |
| (9)  | デジタル画像集                                                           | 契約終了時        | CD-R 1枚<br>（デジタル画像50枚程度）                                               |
| (10) | 免税情報シート                                                           | 契約終了時        |                                                                        |

注1）（1）業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6)については「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(補完編・機材編)を、その他(2)～(5)、(7)～(9)については「無償資金協力の係る報告書作成のためのガイドライン」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行ってください。詳細については特記仕様書案を参照してください。なお、プロポーザルにおいて特記仕様書案の内容と異なる内容の提案を行うことを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| No. | 提案を求める内容                                                                       | 特記仕様書案での該当条項                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 適切な実施方式を検討するため、一般無償、現地企業活用型、国際機関連携方式の3つについて、それぞれプロ・コン、実現可能性を判断するための調査項目とその判断基準 | 第6条 実施方針及び留意事項<br>(3) 無償資金協力の実施方式検討のための情報収集、整理 (P. 12)                                                            |
| 2   | 適切な事業規模とするためのスコープ(施設規模、給水区域、裨益効果等)の設定に関する方針                                    | 第6条 実施方針及び留意事項<br>(6) 施設建設候補地、及び洪水対策に関する検討 (P. 14)<br>第7条 業務の内容<br>(22) 無償資金協力の意義(妥当性)、範囲および基本構想の検討<br>本文 (P. 25) |
| 3   | 重要な前提条件であり先方負担事項となる用地取得、盛土、水利権取得を確実にを行うための調査および先方実施機関に対する働きかけの方針               | 第7条 業務の内容<br>(20) 土地利用に関する配慮事項等の調査<br>(21) 許認可調査<br>本文 (P. 24)                                                    |
| 4   | 自然条件、社会条件等調査                                                                   | 第7条 業務の内容<br>(8) 自然条件、社会条件等調査<br>(P. 19)                                                                          |

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：上水道分野の施設計画・設計

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／上水道計画（2号）

➤ 浄水施設計画・設計（3号）

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.30 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（上水道計画）】



- ① 類似業務経験の分野：上水道計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：フィリピン国及び全途上国地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：浄水施設計画・設計】

- ① 類似業務経験の分野：浄水施設計画・設計に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：フィリピン国及び全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

業務開始後速やかに企業説明会を実施し、2023 年 8 月中旬から第 1 次現地調査、その後、第 2 次現地調査を実施し、国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2024 年 1 月下旬から第 3 次現地調査（DOD）を実施する。なお積算審査は DOD 前までに完了することを基本とするものの、状況に応じて、積算審査未了の状況で DOD を行うことも検討する。ただし、この場合は概要資料提出前までには積算審査を完了するとともに、DOD 後に積算審査結果に基づく協力内容見の直し等に対応できるようにすること。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 22.80 人月（現地：12.80 人月、国内 10.00 人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/上水道計画（2 号）
- ② 浄水施設計画・設計（3 号）
- ③ 導水・送配水施設計画・設計
- ④ 取水施設/河川構造物
- ⑤ 水道水源/河川計画
- ⑥ 電気設備計画・設計
- ⑦ 施工・調達計画/積算
- ⑧ 環境社会配慮
- ⑨ 財務・経営
- ⑩ 運転維持管理計画/ソフトコンポーネント計画

#### 3) 渡航回数の目途 全 15 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量調査
- 地質調査
- 地下埋設物調査
- 河川水位・流量調査
- 水質調査
- 社会調査
- 環境社会配慮

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

- 「フィリピン国コタバト市上水道にかかる情報収集・確認調査(2022～2023)」ドラフト・ファイナルレポート(和文)

##### 2) 公開資料

- 「フィリピン国コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査(2020～2022)」ファイナルレポート(英文)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047210.html>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

|   | 便宜供与内容      |    |
|---|-------------|----|
| 1 | カウンターパートの配置 | 有  |
| 2 | 通訳の配置       | 無  |
| 3 | 執務スペース      | 無※ |
| 4 | 家具(机・椅子・棚等) | 無※ |
| 5 | 事務機器(コピー機等) | 無※ |
| 6 | Wi-Fi       | 無※ |

※今後、実施機関と相談予定

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

**【上限額】**

**94,048,000円（税抜）**

なお、下記（4）定額計上分 15,700 千円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費

**6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

**(4) 定額計上について**

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

|   | 対象とする経費               | 該当箇所                                         | 金額<br>(税抜き)  | 金額に含まれる範囲 | 費用項目  |       |
|---|-----------------------|----------------------------------------------|--------------|-----------|-------|-------|
| 1 | 武装警護に係る経費<br>(安全対策経費) |                                              | 700,000 円    |           | 一般業務費 | 特殊備人費 |
| 2 | 現地再委託                 | 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件<br>(3) 現地再委託 | 15,000,000 円 | 環境調査費一式   | 再委託費  |       |

**(5) 見積価格について、**

**各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。**

**(6) 旅費（航空賃）について**

参考まで、発注者の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄マニラ（日本航空、全日本空輸、あるいはフィリピン航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

**(8) 外貨交換レートについて**

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙2：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

| 評価項目                               | 配点      |          |
|------------------------------------|---------|----------|
| <b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>     | ( 10 )  |          |
| (1) 類似業務の経験                        | (6)     |          |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等                | (4)     |          |
| ア) 各種支援体制 (本邦／現地)                  | 3       |          |
| イ) ワークライフバランス認定                    | 1       |          |
| <b>2. 業務の実施方針等</b>                 | ( 40 )  |          |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性                  | 14      |          |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等               | 16      |          |
| (3) 要員計画等の妥当性                      | 4       |          |
| (4) その他 (実施設計・施工監理体制)              | 6       |          |
| <b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>            | ( 50 )  |          |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価        | ( 50 )  |          |
|                                    | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／上水道計画</u>  | (34)    | (13)     |
| ア) 類似業務の経験                         | 13      | 5        |
| イ) 対象国・地域での業務経験                    | 4       | 1        |
| ウ) 語学力                             | 5       | 2        |
| エ) 業務主任者等としての経験                    | 7       | 3        |
| オ) その他学位、資格等                       | 5       | 2        |
| ② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u> | (一)     | (13)     |
| ア) 類似業務の経験                         | —       | 5        |
| イ) 対象国・地域での業務経験                    | —       | 1        |
| ウ) 語学力                             | —       | 2        |
| エ) 業務主任者等としての経験                    | —       | 3        |
| オ) その他学位、資格等                       | —       | 2        |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション                 | (一)     | ( 8 )    |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション              | —       | —        |
| イ) 業務管理体制                          | —       | 8        |
| (2) 業務従事者の経験・能力： <u>浄水施設計画・設計</u>  | ( 16 )  |          |
| ア) 類似業務の経験                         | 8       |          |
| イ) 対象国・地域での業務経験                    | 2       |          |
| ウ) 語学力                             | 3       |          |
| エ) その他学位、資格等                       | 3       |          |

## 自然条件及び社会条件等調査仕様書（案）

### 1. 目的

自然条件等の調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、本事業エリアにおける地形や地質等の自然条件等を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、施設計画や設計施工計画、積算に活用する。また、本事業により建設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に活用すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、本事業の内容も考慮の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法や項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案する。なお、必要な自然条件等の調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

自然条件等の調査のうち、地形測量、地質調査、河川水位・流量調査、水質調査、社会調査、環境社会配慮については現地再委託を認める。また所要の費用は見積に含めない（別見積）。

- （１）地形測量
- （２）地質調査
- （３）地下埋設物調査
- （４）河川水位・流量調査
- （５）水質調査
- （６）社会調査
- （７）環境社会配慮

### 2. 調査項目

#### （１）地形測量

- ① 平面測量：配水池を含む浄水施設（１カ所）と取水施設（１カ所）の建設エリア。施設の平面計画に必要な地形の確認

※縮尺は 1/500 又は 1/1,000（但し、浄水場は縮尺 1/300、取水施設・配水池は 1/200 を推奨）とし、等高線間隔は平地 0.5 m、山地は 1.0 m とする。各用地には、既知の基準点をもとに仮ベンチマークを設置する。

- ② 路線測量（縦横断測量）：主要送配水管予定ルート：21km を想定。管路敷設ルートの地形の確認、管網解析に必要な接点情報の取得

※道路幅員に 10m を加えた範囲を標準とし、縮尺は 1/500～1/2,500、または 1/5,000 とする。横断測量の縮尺は 1/50～1/100 とする。

- ③ 河川測量（平面、縦断、横断）：取水施設の設計、仮設計画、洪水位の推定を行うための確認

## （２） 地質調査

取水施設予定地（２カ所）、浄水施設予定地（２カ所）、配水池予定地（２カ所）、水管橋（４カ所×基礎の地点２カ所）にて地質調査を行い、構造物の基礎形式の検討、工事費の見積もり等に必要な地質情報を確認する。特に河川沿いにおいては計画構造物の浸水対策のため盛土を構築し、その上に構造物を建設する必要性が想定される。そのため地質調査においては、圧密試験を行い、盛土に伴う残留沈下の程度と収束期間の検討に適用する。

## （３） 地下埋設物調査

調査対象箇所は取水施設予定地（２カ所）、浄水施設予定地（２カ所）、配水池予定地（２カ所）を想定。既存ユーティリティ設備（電話電、電線、インターネット回線等）や不発弾の埋設について、図面や聞き取りから調査を行う。

## （４） 河川水位・流量調査

タモンタカ川の流量は、上流部でミンダナオ川から分流し、さらにその下流部では湿地帯を貫流していることから、単純に、近傍の水位、流量観測地点から流域面積比等により算出することはできないと考えられる。そのため水文調査として、特に、低水流況の把握のための水位・流量調査が必要である。観測期間は、１年程度とし、頻度としては、週１回程度を想定する。観測地点は、新タモンタカ橋とする。

## （５） 水質調査

- ① 調査期間中、水源と想定しているタモンタカ川の水源水質及び既存の給水栓について水質を調査する。なお、コタバト市は海岸線が近く、取水予定地点が塩水遡上の影響を受ける可能性もあることから、水質調査にて確認を行い、塩水遡上の影響の無い地点に取水地点を設定する。
- ② 以下を参考に必要な項目を調査するが、フィリピンの水道水質基準を参照し実施することとする。測定結果については、採水年月日、採水場所、測定年月日、測定結果、測定方法等を報告書に明記する。

調査項目案：水温、濁度、大腸菌、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH、臭気、色度、フッ素及びその化合物、全硬度、アルカリ度、銅及びその化合物、シアン化物、硫酸イオン、クロム及びその化合物、

鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、フェノール類、総トリハロメタン生成能、電気伝導度など（水源水質については、重金属、農薬も調査する）

#### （６） 社会調査

- ① 想定するサンプル数は約 100 サンプル程度とする。
- ② 世帯一般情報（世帯構成、職業等）、世帯経済（所得、資産等）
- ③ 水利用状況（生活用水の入手手段（特に貧困層やその他脆弱層の安全な水へのアクセス方法）、給水時間や回数、消費水量、ジェンダーによる違い（女性の役割等）、家庭での水使用実態、水汲みの労力、保健所・学校等の公共施設の給水状況等）
- ④ 現在の給水状況に対する問題（量・質・水圧・給水時間・入手に係る労力、メータの稼働状況や時間等、満足度（水道事業のサービス、利用料金設定等）や水道サービスへの期待、水料金支払い意思額・可能額等
- ⑤ 衛生施設の有無（トイレ、下水）、水因性疾患の発生状況、自家用井戸利用状況等

#### （７） 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通りとする。

ア）ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

イ）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- 1) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- 2) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- 3) 関係機関の役割

ウ）スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

エ）影響の予測

オ）影響の評価および代替案の比較検討

カ）緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

キ）環境管理計画(案)・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）(案)の作成

ク）予算、財源、実施体制の明確化



ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）